

平成28年（行ウ）第41号
遺族補償給付等不支給処分取消請求訴訟事件
札幌地方裁判所 民事第5部 裁判官 御中

杉本 綾さんの過労死労災不支給処分取り消し事件

公正な判決によって過労死のない職場をつくるための要請署名

亡杉本 綾さんは、平成24年4月、新卒看護師として急性期医療を担う地域の基幹病院であるKKR札幌医療センターに勤務し、1ヶ月後から90時間を超える時間外労働を行うなど、過重な業務による肉体的・精神的負荷に追い詰められ、12月に過労自死しました。

綾さんの月平均時間外労働は80時間を超えるとともに、自宅でも膨大な復習と翌日の業務準備のためのシャドワークを行っていました。毎日の振り返りシートには、「時間に追われている」「時間が足りなく、パニックになってしまう」などと記載されていました。7月から入った二交替勤務の夜勤は、18時間を超える連続勤務となり、生活すべてを看護師としての業務にささげていました。綾さんは「自分が大嫌いで、何を考えて、何をしたいのか、何ができるのか全然わからなくて・・・」と遺書を残し自死しました。

綾さんの自死は、明らかに業務に内在する危険性が発現したものであるにも係わらず、原告(母親)が請求した労災の遺族補償給付等の請求は不支給処分となりました。

貴裁判所におかれましては、新卒看護師であった綾さんの業務実態とそこでの肉体的・精神的負荷の重さを明らかにし、公正な判決を出していただきますようお願いいたします。

氏 名	住 所

<署名集約先>

北海道医労連：〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目2-22 ☎011-721-6178

いの健道センター：〒003-0803 札幌市白石区菊水3条3丁目2-40 ☎011-825-4032

平成28年（行ウ）第41号

遺族補償給付等不支給処分取消請求訴訟事件

札幌地方裁判所 民事第5部 裁判官 御中

杉本 綾さんの過労死労災不支給処分取り消し事件

公正な判決によって過労死のない職場をつくるための要請署名

亡杉本 綾さんは、平成24年4月、新卒看護師として急性期医療を担う地域の基幹病院であるKKR札幌医療センターに勤務し、1ヶ月後から90時間を超える時間外労働を行うなど、過重な業務による肉体的・精神的負荷に追い詰められ、12月に過労自死しました。

綾さんの月平均時間外労働は80時間を超えるとともに、自宅でも膨大な復習と翌日の業務準備のためのシャドゥワークを行っていました。毎日の振り返りシートには、「時間に追われている」「時間が足りなく、パニックになってしまう」などと記載がされていました。

7月から入った二交替勤務の夜勤は、18時間を超える連続勤務となり、生活すべてを看護師としての業務にささげていました。綾さんは「自分が大嫌いで、何を考えて、何をしたいのか、何ができるのか全然わからなくて・・・」と遺書を残し自死しました。

綾さんの自死は明らかに業務に内在する危険性が発現したものであるにも係わらず、原告(母親)が請求した労災の遺族補償給付等の請求は不支給処分となりました。

貴裁判所におかれましては、新卒看護師であった綾さんの業務実態とそこでの肉体的・精神的負荷の重さを明らかにされ、公正な判決を出していただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所 :

団体名 :

代表者 :

<署名集約先>

北海道医労連 : 〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目2-22 ☎011-721-6178

いの健道センター : 〒003-0803 札幌市白石区菊水3条3丁目2-40 ☎011-825-4032